

堺市と一緒に " 脱炭素 " はじめませんか？

最大
1/2
補助

補助金を活用して市内の建物に自家消費用の太陽光発電設備を導入し、その余剰電力を堺市に提供する事業者を募集します。



本事業は国から脱炭素先行地域として採択を受けた
「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組です。

事業概要



※余剰電力の買取は、市が指定する小売電気事業者が行います。

募集対象

堺市内に所在する建物（住宅除く。）に太陽光発電設備を設置する事業者及び需要家
※PPAやリース契約の場合、PPA事業者又はリース事業者が代表事業者となり、
需要家と共同で応募してください。

主な 補助要件

- ・太陽光発電設備を新規に設置し、需要家に電力の供給を行うものであること。
- ・太陽光発電モジュールを屋根等に設置するものであること。
- ・市が指定する小売電気事業者に太陽光発電設備で発生した余剰電力を売却すること。
- ・2030年度までに建物で使用されるすべての電力を再エネ100%電力に切り替えること。
- ・堺市との地域脱炭素の推進に関する協定の締結に同意すること。

補助率

1/4～1/2（総発電量に占める余剰電力量の割合による）

申請受付期間

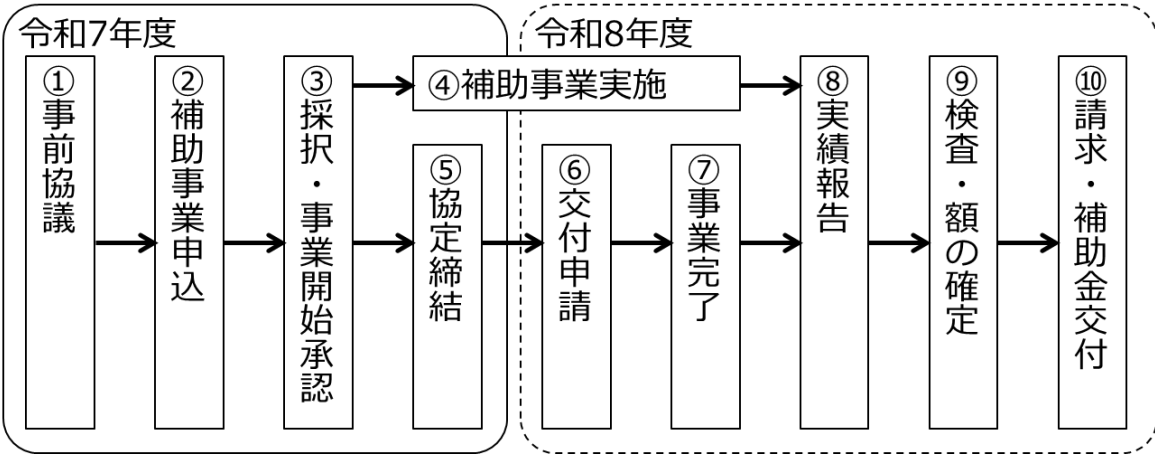
令和7年 5月16日～11月28日（先着順）

※裏面も必ずご確認ください

お問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
脱炭素先行地域推進室

TEL : 072-340-2095
E-mail : kanene@city.sakai.lg.jp



ステップ	説明
①事前協議	本事業への申請前に市と事業計画等について協議を行う (太陽光発電設備の容量、発電量、余剰電力量及び工事費等の確認・検討)
②補助事業申込 (令和7年11月28日まで)	事業者が市に補助事業の申込を行います。
③採択・事業開始承認	市が申込内容を審査し、採択された場合は、事業開始承認通知書を送付します。
④補助事業実施	事業の開始承認後、補助事業者が太陽光発電設備の設置工事を行います。
⑤協定締結	補助事業者等と市が地域脱炭素の推進に関する協定を締結します。
⑥交付申請・交付決定 (令和8年4月以降)	開始が承認されている事業について、事業者が市に補助金の交付を申請します。 市が申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。
⑦事業完了 (令和9年1月31日まで)	導入したすべての補助対象設備の引き渡し及び検収を完了し、補助事業者から施工業者などに対する補助対象経費のすべての支払いを完了します。
⑧実績報告 (事業完了後30日以内)	補助事業の完了後、補助事業者が補助事業の実績報告を行います。
⑨検査・額の確定	市が書類・実地検査を行い、補助金の額を確定します。
⑩請求・補助金交付	補助事業者が補助金の支払請求を行い、市が補助金を交付します。

 留意事項

- 補助金の交付を受けるには、応募要件以外にも要件がありますので、**必ず募集要項をご確認ください。**
- 本事業への参画に要する費用はすべて事業者の負担とします。
- 事前協議中や事業開始申請後に、交付要件を満たさない等により、本事業に参画できなくなった場合でも市は一切の責任を負いません。

お問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
脱炭素先行地域推進室

TEL : 072-340-2095
E-mail : kanene@city.sakai.lg.jp